

白川町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年8月28日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第17号

白川町議会委員会条例の一部を改正する条例

白川町議会委員会条例（昭和62年白川町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 【別記1 参照】	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 【別記1 参照】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【別記1】

改正後

常任委員会の名称	委員定数	所管事項
総務委員会	8人	予算及び決算に関するものを除く町政全般に関する こと。
予算決算審査委員会	8人	予算及び決算に関すること。

改正前

常任委員会の名称	委員定数	所管事項
総務委員会	9人	予算及び決算に関するものを除く町政全般に関する こと。
予算決算審査委員会	9人	予算及び決算に関すること。